

令和4年9月定例会月議会提出条例のあらまし

● 議案第58号 大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 育児休業の取得回数制限を緩和します。
- (2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和します。
- (3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、柔軟な取得が可能となるよう、当該取得要件を整備します。
- (4) この条例は、令和4年10月1日から施行します。

● 議案第59号 大東市市税条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の内容を見直した上で、適用期限を延長します。
- (2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させます。
- (3) この条例は、令和5年1月1日から施行（一部を除く。）します。

● 議案第60号 大東市交通災害共済条例の一部を改正する条例

- ・(1) 共済見舞金及び交通遺児激励金の支給額を変更します。

【共済見舞金】

- ・死亡の場合

1,300,000円 → 1,400,000円

- ・実治療150日以上の場合

200,000円 → 250,000円

- ・実治療90日以上150日未満の場合

120,000円 → 150,000円

- ・実治療30日以上90日未満の場合

50,000円 → 70,000円

- ・実治療30日未満の場合

20,000円 → 30,000円

【交通遺児激励金】

- ・就学前の者

年額60,000円 → 年額75,000円

- ・小学生

年額 84,000円 → 年額 105,000円

- ・中学生

年額 120,000円 → 年額 150,000円

- ・中学校卒業後満18歳に達するまでの者

年額 168,000円 → 年額 210,000円

(2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第61号 大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 子どもに係る医療費の助成対象の年齢を満15歳から満18歳に引き上げます。

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

● 議案第62号 大東市国民健康保険条例

・(1) 大阪府国民健康保険運営方針において、府内の国民健康保険に係る保険料又は保険税の区分が保険料に統一されたことに伴い、既存の大東市国民健康保険条例及び大東市国民健康保険税条例を廃止し、本市が行う国民健康保険の事務について定める新たな条例として制定します。

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

● 議案第63号 大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条文中の文言を整理します。

(2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第64号 大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例

・(1) 大東市移管市営住宅事業特別会計を設置します。

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

● 議案第65号 大東市基金条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市移管市営住宅整備等基金を設置します。
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

● 議案第66号 大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げを行います。
 - ・選挙運動用のビラ作成の印刷費に係る公費負担の限度額（1枚当たりの単価）
7円51銭 → 7円73銭
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第67号 大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者が選挙運動のために使用する選挙運動用自動車等に係る公費負担の限度額の引上げを行います。
 - ・選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担の限度額（日額）
15,800円 → 16,100円
 - ・選挙運動用自動車の燃料費に係る公費負担の限度額（日額）
7,560円 → 7,700円
 - ・選挙運動用ポスター作成の印刷費に係る公費負担の限度額（1枚当たりの単価）
525円6銭 → 541円31銭
 - ・選挙運動用ポスター作成の企画費に係る公費負担の限度額
310,500円 → 316,250円
- (2) この条例は、公布の日から施行します。